

青森県「核燃料物質等取扱税」の変更

青森県から協議のあった法定外普通税の変更について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

変更後の青森県核燃料物質等取扱税の概要は以下のとおりです。

課税団体	青森県
税目名	核燃料物質等取扱税（法定外普通税）
課税客体	① ウランの濃縮 ② 原子炉の設置 ③ 核燃料の挿入 ④ 使用済燃料の中間貯蔵施設での貯蔵 ⑤ 使用済燃料の再処理施設への受入れ ⑥ 使用済燃料の再処理施設での貯蔵 ⑦ 放射性廃棄物の埋設 ⑧ 廃棄物埋設等の最終的な処分がされるまでの間において行われる廃棄物管理
課税標準	① 濃縮に係る製品ウランの重量 ② 発電用原子炉の熱出力 ③ 核燃料の挿入に係る核燃料の価額 ④ 使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤ 受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥ 使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑦ 廃棄物の埋設に係る廃棄体の容量 ⑧ 廃棄物の管理に係る廃棄物の容器の数量
納税義務者	① ウランの濃縮を行う者 ②・③ 原子炉の設置の許可を受けた者 ④ 使用済燃料の貯蔵を行う者 ⑤・⑥ 再処理を行う者 ⑦ 廃棄物埋設を行う者 ⑧ 廃棄物管理を行う者
税率	① 36,500円/kg ② 38,250円/千kw（3か月） ③ 100分の8.5 ④ 620円/kg ⑤ 19,400円/kg ⑥ 1,300円/kg（当分の間8,300円/kg） ⑦ 96,500円/m ³ ⑧ 2,971,300円/本
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）25,150百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	5年間（令和6年4月1日～令和11年3月31日） ※上記④については、改正前の条例の適用期間の残存期間

※下線部が変更箇所を示す。

- ・ 令和6年6月28日 青森県議会にて改正条例案可決
- ・ 令和6年6月28日 総務大臣協議
- ・ 令和6年8月30日 総務大臣同意
- ・ 令和6年8月30日以降 改正条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。